

## 令和8年度青森県りんごモモシクイガ特別防除対策事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、令和8年産りんごのモモシクイガ被害を防止するため、県内の農業協同組合が適合防除者に対し、交信攪乱剤（コンフューザーRに限る。以下同じ）の購入経費を補助するのに要する経費を、公益社団法人青森県青果物価格安定基金協会（以下「基金協会」という。）が補助するのに要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、基金協会に対し、令和8年度青森県りんごモモシクイガ特別防除対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象経費等)

第2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、取組主体及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (申請書等)

第3 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 各取組主体が販売する交信攪乱剤の予定数量及び価格が分かるもの
- (2) その他知事が必要と認める書類

3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、あらかじめ県の指導を受けた上で、次の事項に留意の上、その理由を明記した交付決定前着手届（第2号様式）を知事に提出するものとする。

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- (2) 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更は行わないこと。

(補助金の交付の条件)

第4 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業又は補助金の交付の決定に係る事業（以下「間接補助事業」という。）について別表に定める重要な変更を行う場合において、事業変更承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止する場合又は間接補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業若しくは間接補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はこれらの遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間整備保管しておくこと。
- (5) 間接補助事業を行う取組主体に対し、間接補助事業の状況、間接補助事業の経費の収支その他間接補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付けさせ、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間整備保管させること。
- (6) 間接補助事業を行う取組主体に対し、法令、規則及びこの要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく知事の命令を遵守させるために必要な条件を付すること。

(申請の取下げの期日)

第5 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払により交付することがある。

(補助金の請求)

第7 補助金の請求は、補助金(概算払)請求書(第5号様式)を提出して行うものとする。

(実績報告)

第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和8年9月30日のいずれか早い期日までに事業完了(廃止)実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 各取組主体が販売した交信攪乱剤の数量及び価格が確認できるもの
- (2) 取組主体から交信攪乱剤を購入した者が別表に定める要件に適合した防除を行う農業者(以下「適合防除者」という。)であることが確認できるもの
- (3) その他知事が必要と認める書類

附 則

この要綱は、令和8年4月9日から施行する。

別 表 (第2、第4、第8関係)

補助対象経費	補助金の額	取組主体	適合防除者の要件	重要な変更
<p>1 交信攪乱剤購入補助費</p> <p>取組主体が適合防除者に対して令和8年産りんごの防除に使用する交信攪乱剤の販売価格の2分の1以上の額を補助する事業に要する経費を基金協会が補助するのに要する経費</p>	<p>各取組主体ごとの交信攪乱剤の販売価格(消費税及び地方消費税を除く。)に補助対象経費欄に掲げる事業に係る販売単位数を乗じて得た額の合計額の2分の1以内の額。ただし、275,000千円を上限とする。</p>	<p>県内の農業協同組合</p>	<p>(1) 県内のりんご園地とその周辺のももシンクイガ寄生果実栽培園地で実施される交信攪乱剤を用いた防除であること。                  (2) 3戸以上の生産者がまとまって地域ぐるみで取り組むものであること、又は大規模生産法人など知事により適合していると認められること。                  (3) 防除する地域内にももシンクイガ発生源(放任園、管理粗放園)があること。                  (4) 地域内において交信攪乱剤を令和8年から3年以上継続して設置する意向が確認されていること。</p>	<p>(1) 取組主体の変更                  (2) 補助金の増又は事業費の30%を超える増減                  (3) 取組主体における事業費の30%を超える増減</p>
<p>2 推進事務費</p> <p>旅費、需用費、役務費、手数料その他基金協会が1の補助を行うために必要があると知事が認める経費</p>	<p>補助対象経費の合計額又は500千円のいずれか低い額以内の額(千円未満を切り捨てるものとする。)</p>			

第1号様式（第3関係）

番 号  
令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

申請者 名称  
代表者名

令和8年度青森県りんごモモシンクイガ特別防除対策事業費補助金交付申請書

令和8年産りんごにおいて、別紙のとおり事業を実施したいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

別紙（第1号様式関係）

1 事業実施主体の概要

（1）事業実施主体名（申請者名）

（2）住所

（3）事業実施主体の設立月日

（4）活動概要

（注）（2）及び（3）は登記事項証明書等の写しの添付により記載を省略できる。

2 事業の目的

令和8年産りんごのモモシンクイガ被害防止に向けた地域ぐるみの防除に対して支援する。

### 3 事業実施計画（又は実績）

#### （1）放任園等周辺における交信攪乱剤による防除

区分	取組主体数	事業内容 (数量)	事業費	負担区分		着手予定 年月日	完了予定 年月日	備考
				県費	その他			
交信攪乱剤購入 補助費			円	円	円			
			消費税	円				
推進事務費	—	—				—	—	
計								

（注） 1 事業内容（数量）は交信攪乱剤「コンフューザーR」の本数とする（別添）。

2 交信攪乱剤購入補助費の「事業費」の欄は、消費税及び地方消費税抜きの額と、消費税とを区分けして記載すること。

別添 交信攪乱剤購入補助費の内訳

取組主体	支店名又は 交信攪乱剤 取扱店名	適合農業 者数	販売価格（消費 税及び地方消費 税を除く）	数量	販売額
		人	円	本	円
小 計					
消費税及び地方消費税					
合 計					

- (注) 1 取組主体毎に記載する。行は適宜追加する。
- 2 対象となる交信攪乱剤はコンフューザーRに限る。
- 3 取組主体ごとに当該取組主体の管内に存在する放任園等の位置情報等を記載した書類を添付する（様式任意）。

#### 4 収支予算（又は収支精算）

##### (1) 収入の部

区 分	予算額 A	(精算額) B	比 較 B - A		備考
			(増)	(減)	
県 補 助 金	円	円	円	円	
その他					
合 計					

##### (2) 支出の部

区 分	予算額 A	(精算額) B	比 較 B - A		備考
			(増)	(減)	
交信攪乱剤購入補 助費	県補助金	円	円	円	
	その他				
	計				
推進事務費					
合 計	県補助金				
	その他				
	計				

第2号様式（第3関係）

番 号  
令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

申請者 住所  
名称  
代表者名

令和8年度青森県りんごモモシンクイガ特別防除対策事業費補助金  
交付決定前着手届

令和8年度青森県りんごモモシンクイガ特別防除対策事業補助金について、下記条件を  
了承の上、補助金交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更は行わないこと。

第3号様式（第4関係）

番 号  
令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

申請者 住所  
名称  
代表者名

令和8年度青森県りんごモモシンクイガ特別防除対策事業費補助金  
変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度  
青森県りんごモモシンクイガ特別防除対策事業費補助金を下記のとおり変更したいので、  
令和8年度青森県りんごモモシンクイガ特別防除対策事業費補助金交付要綱第4第1号の  
規定により、その承認を申請します。

記

注 記の記載要領は、第1号様式に準ずるものとし、様式中「事業の目的」を「変更の理由」に書き換え、変更前の事業の内容及び収支予算と変更後の事業の内容及び収支予算とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第4号様式（第4関係）

番 号  
令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

申請者 住所  
名称  
代表者名

令和8年度青森県りんごモモシンクイガ特別防除対策事業費補助金  
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度  
青森県りんごモモシンクイガ特別防除対策事業費補助金を下記の理由により中止（廃止）  
したいので、令和8年度青森県りんごモモシンクイガ特別防除対策事業費補助金交付要綱  
第4第2号の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

第5号様式（第7関係）

番 号  
令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

申請者 住所  
名称  
代表者名

令和8年度青森県りんごモモシンクイガ特別防除対策事業費  
補助金（概算払）請求書

¥ —

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和8年度青森  
県りんごモモシンクイガ特別防除対策事業費補助金として、上記の金額を請求します。

<振込先>

金融機関名	
口座番号	
口座名義	

第6号様式（第8関係）

番 号  
令和 年 月 日

青 森 県 知 事 殿

申請者 住所  
名称  
代表者名

令和8年度青森県りんごモモシンクイガ特別防除対策事業費補助金  
完了（廃止）実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和8年度  
青森県りんごモモシンクイガ特別防除対策事業費補助金が完了（を廃止）したので、青森  
県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

注 記以下については、第1号様式に準じて記載すること。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対象できるよう変更部分をニ  
段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。